

政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領

1 目的

指名競争入札における入札参加者の指名について、「業務委託契約事務取扱要領」（平成11年11月10日付け会計第339号会計管理局長通知。以下「業務委託要領」という。）に定めるもののほか、本県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名（以下「優先指名」という。）する入札（以下「政策入札」という。）制度を設けることにより、当該事業者の入札参加機会の拡大を図り、もって事業者の政策課題への取組を促進する。

2 対象とする入札

- (1) 契約担当者は、業務委託契約（建設工事を除く。以下同じ。）に係る全ての指名競争入札を対象として政策入札を実施するものとする。ただし、業務委託要領の規定による競争入札等審査会（以下「審査会」という。）において、当該入札を政策入札として実施することが適当でないと決定された場合は、この限りでない。
- (2) 政策入札を実施しないこととする場合には、その理由を文書にして入札執行伺に添付し、併せて決裁を受けるものとする。

3 指名対象者

優先指名は、業務委託契約に係る競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録された者（以下「有資格事業者」という。）で、県内に本店又は主たる事務所を有し、かつ、本県の政策課題に寄与する取組を行っている者（5（1）の登録をした者に限る。）を対象とするものとする。

4 評価項目

- (1) 契約担当者は、優先指名の際、県の政策課題に寄与する取組のうち、別表に掲げる項目（以下「評価項目」という。）により、事業者の取組を評価するものとする。
- (2) 関係部局長は、その所掌する評価項目について会計管理局長への適切な情報提供に努めるものとする。
- (3) 会計管理局長は、適時、評価項目の見直しを行うものとする。

5 登録の申請

- (1) 有資格事業者は、別記第1号様式（以下「申請書」という。）を会計管理局会計課長（以下「会計課長」という。）に提出し、現に取り組んでいる評価項目の登録又は追加登録の申請をすることができるものとする。
- (2) 申請書には、評価項目ごとに当該取組を証する書類の添付等をするものとする。

6 一覧表の作成

- (1) 会計課長は、5（1）による申請があったときは、その審査を行い、当該申請が適正と認められるときは、政策課題取組状況一覧表（別記第2号様式）（以下「取組状況一覧表」という。）に必要事項の登録をするものとする。
- (2) 会計課長は、（1）の登録をしたときは、当該登録内容を、速やかに、各課長及び部長に通知するとともに、別記第3号様式により、当該申請者に通知するものとする。
- (3) 取組状況一覧表は、会計課長が保管し、その有効期限は、資格者名簿の有効期限と同一とする。

7 登録の抹消・変更

- (1) 取組状況一覧表に登録された者（以下「登録事業者」という。）は、評価項目に係る取組を廃止しようとするとき又は優先指名を希望しなくなったときは、別記第4号様式により、登録抹消の申請をしなければならない。
- (2) 会計課長は、登録事業者から（1）の登録抹消の申請があったとき又は評価項目が廃止されたときは、当該登録を抹消するものとする。
- (3) 会計課長は、（1）に基づき登録を抹消したときは、当該内容を、速やかに、各課長及び所長に通知するとともに、別記第5号様式により、当該登録を抹消した事業者に、その旨を通知するものとする。
- (4) 会計課長は、4（3）により評価項目の見直しを行ったとき又は競争入札参加資格の登録変更若しくは廃止（職権による抹消を含む。）をしたときは、競争入札参加資格者名簿の情報に基づき、職権により登録内容の変更又は抹消を行い、当該内容を速やかに各課長及び所長に通知するとともに、別記第6号様式により、当該登録を抹消した事業者に、その旨を通知するものとする。

8 指名業者選定

- (1) 契約担当者は、政策入札を実施しようとするときは、指名業者を審査会の審査を経て選定するものとする。
- (2) 指名業者の選定にあたっては、入札に係る指名予定数を業務委託要領別表3の規定により、優先指名すべき事業者数（以下「優先枠」という。）を指名予定数の2分の1以上となるように定めるものとする。
- (3) 指名業者の選定は、予定価格に応じて業務委託要領別表2の1により定められた等級（以下「該当等級」という。）に格付けされた者を対象として、次の手順により行うものとする。

①優先指名

登録事業者を対象とし、優先枠について選定（指名することのできる事業者の数が優先枠を下回る場合には、その全てを選定）

②一般指名

登録事業者及び登録事業者でない者の双方を対象とし、①による指名業者数との合計が指名予定数になるよう選定

- (4) 該当等級に格付けされた者のみからの指名では、指名予定数に達しない場合には、該当等級以外に格付けされた者を対象として、同様の手順により、追加して指名業者を選定することができるものとする。

この場合において、優先指名は（3）①による指名業者数との合計が優先枠を超えない範囲内で行うものとする。

- (5) 優先指名に係る指名業者の選定は、当該入札を執行する部局又は所の所掌する施策の推進につながる評価項目を3項目以上選択し、当該選択した評価項目に最もよく取り組んでいる登録事業者について行うものとする。ただし、当該部局又は所の所掌する施策の推進につながる評価項目が3項目以上ない場合は、入札参加資格審査項目である「22 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出」「26 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用」「29 ISO14001の認証取得又はエコアクション21の認証及び登録」の3項目の中から適宜追加して3項目以上選択するものとする。また、契約担当者が選択した評価項目への取組が同程度の者が複数ある場合には、取組状況一覧表の取り組んでいる評価項目数の多い者から順に選定するものとする。

9 入札の執行

契約担当者は、8により指名業者を決定したときは、指名通知書に、業者選定において政策入札制度を適用した旨を付記するものとする。

附 則

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領7の規定により取組状況一覧表に整理され、かつ業務委託契約に係る競争入札参加資格審査事務取扱要領第3条の規定に基づき平成21年10月1日から平成23年9月30日までを有効期間とする資格者名簿に登録された者は、平成21年10月31日までは、5(1)の規定にかかわらず、別枠指名を受けることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の施行の際現に改正前の要領6(1)の規定により取組状況一覧表に必要事項の登録を受け、かつ業務委託契約に係る競争入札参加資格審査事務取扱要領第3条の規定に基づき平成23年10月1日から平成25年9月30日までを有効期間とする資格者名簿に登録された者は、平成23年10月31日までは、5(1)の規定にかかわらず、優先指名を受けることができる。

附 則

この要領は、平成25年6月1日から施行し、同日前に行われた申請に対する登録については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成25年7月16日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領(以下「改正後の要領」という。)5の規定による登録の申請及び6の一覧表の作成に関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行前においても、改正後の要領の規定により行うことができる。

附 則

この要領は、平成25年10月7日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成27年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、平成27年7月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領(以下「改正後の要領」という。)5の規定による登録の申請及び6の一覧表の作成に関し必要な手続その他の行為は、この要領の施行前においても、改正後の要領の規定により行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成29年8月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成29年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和元年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、なお、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和4年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、なお、従前の例による。

附 則

この要領は、令和6年3月8日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年9月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年6月20日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年9月30日において有効期間が満了する政策入札制度の登録については、なお、従前の例による。

別表第1

政策課題取組状況評価項目

I 産業維新

- 1 やまぐちサポーター企業の認定
- 2 地域及び県内事業者・卸売業者との取引の実績
- 3 山口県技術革新計画の承認
- 4 経営革新計画の承認
- 5 商店街等の実施するイベントへの参加・協力
- 6 創業の促進
- 7 U J I ターンによる創業
- 8 「技能検定合格者」の輩出
- 9 やまぐちジョブナビの登録
- 10 県内高校の新卒者の雇用

II 大交流維新

- 11 山口県PR本部長「ちよるる」デザインの使用承認（販売する商品）
- 12 県外人材の県内就職

III 生活維新

- 13 やまぐち結婚応援団の登録
- 14 やまぐち結婚応援企業の登録
- 15 やまぐち結婚応援パスポート協賛事業所の登録
- 16 子育て応援団（サポート会員）の登録
- 17 やまぐち子育て応援パスポート協賛事業所の登録
- 18 家庭の日協力事業所の登録
- 19 やまぐち虐待防止全力宣言企業の登録
- 20 「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定
- 21 やまぐち子育て応援企業の登録
- 22 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出
- 23 次世代育成支援対策推進法に基づく認定
- 24 高年齢者雇用確保措置の導入
- 25 やまぐち障害者雇用推進企業の認定
- 26 身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用
- 27 やまぐち“とも×いく”応援企業の登録
- 28 やまぐち道路愛護ボランティアの登録又は届出
- 29 ISO14001の認証取得又はエコアクション21の認証及び登録
- 30 やまぐち再エネ電力利用事業所の認定
- 31 優良産廃処理業者の認定
- 32 山口県エコ・ファクトリーの認定

- 33 山口県認定リサイクル製品の認定
- 34 やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定
- 35 農林漁業と連携するボランティア活動の実績
- 36 「やまぐちぶちエコでんき」の加入
- 37 やまぐち教育応援団の登録
- 38 家庭の元気応援キャンペーン協賛企業の登録
- 39 家庭教育出前講座の開催
- 40 「総合型地域スポーツクラブ」への支援
- 41 企業メセナ活動の実績
- 42 山口県県民活動スーパーネットの登録及び社会貢献活動の実績
- 43 やまぐち男女共同参画推進事業者の認証
- 44 やまぐち女性の活躍推進事業者の登録
- 45 保護観察者等を対象とした協力雇用主の登録
- 46 障害者施設への物品調達、業務委託等の発注実績
- 47 あいサポート企業・団体の認定
- 48 救急ステーション・AED設置救急ステーションの認定
- 49 献血サポーターへの参加登録
- 50 企業における認知症サポーターの養成実績
- 51 がん検診受診促進協力事業所の登録
- 52 やまぐち健康応援団の登録
- 53 やまぐち健康経営企業の認定
- 54 消防団協力事業所の認定
- 55 子ども110番の家（車）への参画
- 56 不当要求防止責任者講習の受講
- 57 セーフティライフセミナー（出前講座）の利用
- 58 無事故・無違反コンテストへの参加

別表第2

登録の要件及び必要な書類等について

	評価項目	登録の要件	添付書類
1	やまぐちサポーター企業の認定	やまぐちサポーター企業の認定を受けていること。	認定証の写し及び三者協定書の写し
2	地域及び県内事業者・卸売業者との取引の実績	地域及び県内事業者等、県内に主たる事業所のある複数の事業者と継続的な取引実績があること。	代表的な取引事業者2者との直近の取引状況（事業者名、所在地、年間の取引の頻度等取引の概要）を記載した任意の報告書
3	山口県技術革新計画の承認	県内企業がものづくり技術の高度化・ブランド化を図る山口県技術革新計画について、山口県の承認を受け、申請時においても当該計画期間中であること。	承認書の写し
4	経営革新計画の承認	中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画を策定の上、山口県知事の承認を受け、申請時においても経営革新計画期間中であること。	承認書の写し
5	商店街等の実施するイベントへの参加・協力	事業所として、申請前3年間に県内の市町、自治会、商店街の実施する「お祭り（地域の寺社が行うものも含む）」、「運動会」、「清掃活動」等のイベントに参加・協力した実績があること。	イベントの開催日時、場所、主催者、参加状況（従業員の参加者数、場所・資材の提供等）を記載した任意の報告書
6	創業の促進	次の支援を受けて創業し、創業後5年未満であること。 ・関係支援機関（商工会議所・商工会連合会）による支援 ・女性創業セミナーの受講 ・女性創業応援やまぐち(株)の支援	・開業届又は登記事項証明書の写し ・支援者、時期、支援の内容を記載した任意の報告書
7	U J I ターンによる創業	U J I ターンにより創業し、創業後5年未満であること。	・開業届又は登記事項証明書の写し ・住民票の写し
8	「技能検定合格者」の輩出	申請前2年間に「技能検定合格者」を輩出していること。	合格証の写し
9	やまぐちジョブナビの登録	やまぐちジョブナビに登録していること。	登録画面（やまぐちジョブナビの「県内企業詳細（学生・一般向け）」）の写し

10	県内高校の新卒者の雇用	申請時の年度を含む過去3年度間に県内の高等学校の新卒者を雇用していること。	年度ごと、高等学校ごとの雇用者数を記載した任意の報告書
11	山口県PR本部長「ちよるる」デザインの使用承認（販売する商品）	申請前2年間に「ちよるる」デザインの使用承認（販売する商品）を受けていること。	使用承認書の写し
12	県外人材の県内就職	申請時の年度を含む過去3年度間に県外人材（大学生含む）を雇用していること。	年度別の雇用者数を記載した任意の報告書
13	やまぐち結婚応援団の登録	やまぐち結婚応援団に登録していること。	登録証の写し
14	やまぐち結婚応援企業の登録	やまぐち結婚応援企業の登録を受けていること。	登録証の写し
15	やまぐち結婚応援パスポート協賛事業所の登録	やまぐち結婚応援パスポート協賛事業所に登録していること。	協賛事業所登録通知の写し
16	子育て応援団（サポート会員）の登録	子育て応援団に登録していること。	登録申込書の写し（申込書がない場合には登録申込日を記載した任意の報告書）
17	やまぐち子育て応援パスポート協賛事業所の登録	やまぐち子育て応援パスポート協賛事業所に登録していること。	協賛事業所登録通知の写し
18	家庭の日協力事業所の登録	家庭の日協力事業所となっていること。	協力事業所証の写し
19	やまぐち虐待防止全力宣言企業の登録	やまぐち虐待防止全力宣言企業の登録を受けていること。	登録証の写し
20	「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定	申請時点で「誰もが活躍できるやまぐちの企業」の認定を受けていること。	認定証の写し
21	やまぐち子育て応援企業の登録	申請時点でやまぐち子育て応援企業の登録を受けていること。	登録証の写し
22	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定・届出	申請時点で一般事業主行動計画を策定し労働局に届け出ていること。（常時雇用労働者数100人以下の企業限る）	一般事業主行動計画策定・変更届の写し

23	次世代育成支援対策推進法に基づく認定	申請時点で次世代育成支援対策推進法に基づく認定を受けていること。	基準適合一般事業主認定通知書の写し																								
24	高齢者雇用確保措置の導入	高齢者雇用確保措置(①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のうちいずれかによる70歳までの雇用の確保)を講じていること。	就業規則の写し																								
25	やまぐち障害者雇用推進企業の認定	やまぐち障害者雇用推進企業の認定を受けていること。	認定証の写し																								
26	身体障害者、知的障害者又は精神障害者の雇用	常時雇用労働者数40.0人未満の企業が、身体障害者、知的障害者又は精神障害者を1人以上雇用していること。 ※雇用者数の考え方は下表のとおりとする。 (単位:人) <table border="1"> <thead> <tr> <th>週所定労働時間</th><th>30H以上</th><th>20H以上 30H未満</th><th>10H以上 20H未満</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>身体障害者</td><td>1</td><td>0.5</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 重度</td><td>2</td><td>1</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>知的障害者</td><td>1</td><td>0.5</td><td>—</td></tr> <tr> <td> 重度</td><td>2</td><td>1</td><td>0.5</td></tr> <tr> <td>精神障害者</td><td>1</td><td>1</td><td>0.5</td></tr> </tbody> </table>	週所定労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満	身体障害者	1	0.5	—	重度	2	1	0.5	知的障害者	1	0.5	—	重度	2	1	0.5	精神障害者	1	1	0.5	常時雇用の従業者数及び身体障害者等の雇用者数を記載した任意の報告書
週所定労働時間	30H以上	20H以上 30H未満	10H以上 20H未満																								
身体障害者	1	0.5	—																								
重度	2	1	0.5																								
知的障害者	1	0.5	—																								
重度	2	1	0.5																								
精神障害者	1	1	0.5																								
27	やまぐち“とも×いく”応援企業の登録	申請時点でやまぐち“とも×いく”応援企業に登録を受けていること。	登録証の写し																								
28	やまぐち道路愛護ボランティアの登録又は届出	県土木建築事務所等にやまぐち道路愛護ボランティアの登録又は届出をしていること。	登録証又は届出書の写し																								
29	ISO14001の認証取得又はエコアクション21の認証及び登録	申請時点でISO14001の認証取得又はエコアクション21の認証及び登録を受けていること。	認定証の写し																								
30	やまぐち再エネ電力利用事業所の認定	やまぐち再エネ電力利用事業所の認定を受けていること。	認定証の写し																								

31	優良産廃処理業者の認定	廃棄物処理法に基づく優良産廃処理業者認定制度により、山口県知事の認定を受けていること。	「優良マーク」が記載された以下のいずれかの許可証の写し ・産業廃棄物収集運搬業許可証 ・産業廃棄物処分業許可証 ・特別管理廃棄物収集運搬業許可証 ・特別管理廃棄物処分業許可証
32	山口県エコ・ファクトリーの認定	山口県エコ・ファクトリーの認定を受けていること。	認定証の写し
33	山口県認定リサイクル製品の認定	山口県認定リサイクル製品の認定を受けていること。	認定証の写し
34	やまぐち生物多様性パートナー企業・団体認定	申請時点でやまぐち生物多様性パートナー企業・団体の認定を受けていること。	認定証の写し
35	農林漁業と連携するボランティア活動の実績	①申請前2年間に、森林所有者、地域住民等との協働による、間伐、植栽、下刈り、伐竹などの森林整備に係るボランティア活動に、従業員を参加させた実績があること。 ②申請前2年間に、県、市町又は漁業協同組合等が実施する海浜清掃活動に、資材の提供をしたり、従業員を参加させた実績があること。	①又は②のいずれかについて、活動の日時、場所、内容、主催者、参加状況（従業員の参加者数、資材の提供等）を記載した任意の報告書
36	「やまぐちぶちエコでんき」の加入	申請時点で「やまぐちぶちエコでんき」に加入していること。	電気需給契約書の写し
37	やまぐち教育応援団の登録	やまぐち教育応援団の認証を受け、団員として登録されていること。	認定証の写し
38	家庭の元気応援キャンペーン協賛企業の登録	家庭の元気応援キャンペーン協賛企業に登録していること。	協力団体申込書の写し (申込書がない場合には申込日を記載した任意の報告書)

39	家庭教育出前講座の開催	事業所として申請前2年間に、家庭教育出前講座を開催していること。	講座の開催日時、場所、内容、参加状況（従業員の参加者数等）を記載した任意の報告書
40	「総合型地域スポーツクラブ」への支援	「総合型地域スポーツクラブ」に支援（経済的・人的支援、施設・用具の提供等）を行っていること。	スポーツクラブの名称、所在地及び支援の内容を記載した任意の報告書
41	企業メセナ活動の実績	事業所として、申請前3年間に、県内の文化芸術団体等に対する寄付、県内の文化芸術団体等が行う演奏会・展覧会等の文化事業に対する助成、文化事業の主催又は共催（資金提供を伴うもの）の実績があること。	寄付金、助成金等の領収書の写し、プログラム等印刷物、又は事業内容（日時、場所、主催者、資金提供状況等）を記載した任意の報告書
42	山口県県民活動スーパーネットの登録及び社会貢献活動の実績	山口県県民活動スーパーネットに登録するとともに、申請前3年間に事業所として社会貢献活動に取り組んだ実績があること。	登録画面の写し及び活動内容（活動の名称、日時、場所、参加状況（従業員の参加人数、資材の提供等））を記載した任意の報告書
43	やまぐち男女共同参画推進事業者の認証	やまぐち男女共同参画推進事業者の認証を受けていること。	認証書の写し
44	やまぐち女性の活躍推進事業者の登録	やまぐち女性の活躍推進事業者の登録を受けていること。	登録証の写し
45	保護観察者等を対象とした協力雇用主の登録	保護観察所に協力雇用主の登録をしていること。	なし ※登録証がないため、県が保護観察所に協力雇用主の登録の有無を確認
46	障害者施設への物品調達、業務委託等の発注実績	県内にある障害者施設に申請前2年間に物品調達、業務委託等の発注実績があること。	直近の発注書、発注先、発注内容を記載した任意の報告書
47	あいサポート企業・団体の認定	あいサポート企業・団体の認定を受けていること。	認定証の写し
48	救急ステーション・AED設置救急ステーションの認定	救急ステーション又はAED設置救急ステーションの認定を受けていること。	認定証の写し
49	献血サポーターへの参加登録	献血サポーターへの参加をしていること。	献血サポーター参加申込完了メール等の写し

50	企業における認知症サポーターの養成実績	申請前3年間に、認知症サポーターの養成実績があること。	認知症サポーター養成講座の受講者数、実施日等を記載した任意の報告書
51	がん検診受診促進協力事業所の登録	がん検診受診促進協力事業所に登録していること。	登録証の写し
52	やまぐち健康応援団の登録	やまぐち健康応援団に登録していること。	登録証の写し
53	やまぐち健康経営企業の認定	やまぐち健康経営企業の認定を受けていること。	認定証の写し
54	消防団協力事業所の認定	消防団協力事業所表示制度の認定を受けていること。	認定証の写し
55	子ども110番の家(車)への参画	子ども110番の家(車)に参画していること。	のぼり旗等の写真
56	不当要求防止責任者講習の受講	申請前3年間に不当要求防止責任者講習を受講していること。	責任者講習受講修了書の写し
57	セーフティライフセミナー(出前講座)の利用	事業所として申請前2年間にセーフティライフセミナー(出前講座)を実施していること。	申請書の写し(申請書がない場合は実施日、場所、内容を記載した任意の報告書)
58	無事故・無違反コンテストへの参加	事業所として申請前2年間に無事故・無違反コンテストに参加していること。	参加申込書の写し又は参加料払込の領収書の写し

令和 年 月 日

山口県政策課題の取組の登録申請書

山口県知事 様

郵便番号
住所・所在地等
商号・名称
代表者氏名
電話番号
担当者名

政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 5（1）により、山口県の政策課題への取組について、下記のとおり登録申請します。

なお、登録の上はその内容について、県が、ホームページへの掲載等により公開しても差し支えありません。

記

項目番号	評価項目	添付書類

- 注 1 「項目番号」欄及び「評価項目」欄には、別表第 2 に記載の評価項目のうち、現に取り組まれている項目番号及び評価項目を記入してください。
- 2 「添付書類」欄には、登録申請される評価項目ごとに、別表第 2 に記載してある書類を記入の上、申請書に添付してください。
- 3 登録申請される評価項目が 6 以上ある時は、用紙を継ぎ足すか、別の申請書で申請してください。
- 4 受領印の必要な方は、返信用封筒又ははがき（宛先記入・切手貼付）を同封してください。

政策課題取組状況一覧表

登録番号	商号又は名称	所在地 (本店)	登録区分	取り組んでいる評価項目数の合計	1	2	3	4	58
					やまぐちサポーター企業の認定	地域及び県内事業者・卸売業者との取引の実績	山口県技術革新計画の承認	経営革新計画の承認	無事故・無違反コンテストへの参加
			○:有 ●:今回		○:有	○:有	○:有	○:有	○:有

(注) 「登録区分」欄については、更新時に事業者からの申請に基づき新たに登録した項目を「●:今回」と表記し、既に登録されており、更新時に変更がないものを「○:有」で表記した。

令和 年 月 日

山口県政策課題の取組の登録通知書

様

山口県知事

山口県政策課題取組登録について、 年 月 日付けで申請があったところですが、政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領6(2)により、下記のとおり登録したので通知します。

記

登録に係る評価項目			
現時点の取組件数 (取り組んでいる評価項目数の合計)	件	内、今回の登録によるもの	件
登録の有効期間			

- 注 1 登録に係る評価項目に記載された取組を廃止しようとするときは、直ちに登録の抹消申請をしてください。
- 2 登録の有効期間が経過した後も引き続き登録を希望されるときは、改めて登録手続が必要になります。

令和 年 月 日

山口県政策課題の取組の登録抹消申請書

山口県知事 様

郵便番号
住所・所在地
商号・名称
代表者氏名
電話番号
担当者名

政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 7 (1) により、山口県の政策課題への取組について、下記のとおり登録の抹消を申請します。

記

登録抹消を希望 する評価項目	
抹 消 理 由	

令和 年 月 日

山口県政策課題の取組の登録抹消通知書

様

山口県知事

山口県政策課題の取組の登録抹消について、 年 月 日付けで申請があったところですが、政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領7(3)により、下記のとおり登録抹消したので通知します。

記

登録抹消に係る評価項目			
現時点の取組件数 (取り組んでいる評価項目数の合計)	件	登録抹消に係る評価項目	件
登録の抹消日			

令和 年 月 日

山口県政策課題の取組の登録抹消通知書

様

山口県知事

政策課題を評価項目とする入札参加者指名制度事務取扱要領 7 (4) により、下記のとおり登録抹消したので通知します。

記

登録抹消に係る評価項目	
抹 消 の 理 由	
登 録 の 抹 消 日	
抹 消 後 の 取 組 件 数 (取 り 組 ん で い る 評 価 項 目 数 の 合 計)	件